

改正養蜂振興法が25年1月から施行されています

花粉交配用のミツバチを販売・貸出される場合には、

- ・飼養管理の注意事項とともに、
- ・使用後の返却または処理方法等、

について、販売・貸出先にお伝え下さい。

花粉交配の時期を越えて、ミツバチ飼育を行う場合、住所地の都道府県に、「蜜蜂飼育届」を提出して下さい。

ただし、花粉交配用に使用する時期だけミツバチ飼育をする方の届出は不要です。

花粉交配に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。

花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。必ず、適切に処置して下さい。

飼養管理の注意事項を守って下さい。
使用後の返却方法、または、処理方法を確認して下さい。

・ミツバチ飼育にあたっては適切な衛生管理をお願いします。
・ミツバチに異常がある場合は、最寄の家畜保健衛生所に相談して下さい。

窓口	担当係	電話
(届出) 栃木県農政部畜産振興課	生産流通担当	028-623-2347
(衛生管理) 栃木県県央家畜保健衛生所	防疫課	028-689-1200 (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、芳賀町、益子町、市貝町、茂木町、塩谷町、高根沢町)
栃木県県南家畜保健衛生所	防疫課	0282-27-3611 (足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町、野木町)
栃木県県北家畜保健衛生所	防疫課	0287-36-0314 (大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町)